

平成 26 年 4 月 1 日（火）からの消費税率引き上げに伴う
旅客運賃の認可および改定について

嵯峨野観光鉄道株式会社（本社：京都市右京区嵯峨天竜寺車道町、社長：森 泰藏）では、平成 26 年 1 月 20 日（月）に鉄道旅客運賃の変更認可申請をしておりましたが、平成 26 年 3 月 10 日（月）に近畿運輸局長より認可を受けました。

これにより、平成 26 年 4 月 1 日（火）から鉄道旅客運賃の改定を実施いたします。
改定理由、改定内容は次の通りです。

I. 改定理由

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5% から 8% に引き上げられることに伴い、当社におきましても、輸送サービスの対価である運賃に消費税率引き上げ相当分を転嫁させていただくため、鉄道旅客運賃の改定を実施いたします。

II. 改定内容

1. 運賃改定の考え方

消費税の趣旨に照らして、消費税率引き上げ分を運賃に公平に転嫁することを基本に国土交通省の処理方針に則り改定率が 105 分の 108 (約 2.857%) 以内となるよう改定を行います。

(1) 普通旅客運賃

税抜運賃^{*}に 1.08 を乗じ円単位を四捨五入し 10 円単位とした額とします。

※税抜運賃 現行の税込普通運賃から税相当分を差し引いた運賃

(2) 調整

上記の改定によりますと改定率が 105 分の 108 を超えるため、普通団体運賃の割引率を調整することで改定率が 105 分の 108 以内となるようにします。

2. 実施日

平成 26 年 4 月 1 日

3. 改定後の普通旅客運賃

普通運賃 全区間 大人 620 円（現行 600 円）

小人 310 円（現行 300 円）

4. 届出により設定する団体運賃

団体割引は普通運賃 × (1 - 割引率) ※端数は 10 円単位切り上げ

4 月・11 月 1 割引 (大人 560 円・小人 280 円)

上記以外の月 1 割 3 分引 (大人 540 円・小人 270 円)

※平成 26 年 3 月 31 日までに買い求めのきっぷにつきましては、乗車日が 4 月 1 日以降のものであっても、改定前の運賃で発売いたします。(4 月以降に乗車される場合でも差額のお支払いは不要です。)

Ⅲ. お問い合わせについて

1. 運賃に関するお問い合わせ先

嵯峨野観光鉄道株式会社 総務部(平日 9 時~17 時 30 分) 075-861-8511

2. 情報サービスのご案内

インターネットホームページ <http://www.sagano-kanko.co.jp/>

(参考)

1. 旅客運輸収入表

(単位：千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C=B-A)	増収率 (C/A×100)
旅客運輸 収入	運 賃	541,604	515,813	550,200	8,596	1.587
	定期外	541,604	515,813	550,200	8,596	1.587
	定 期	—	—	—	—	—
	料 金	—	—	—	—	—
	合 計	541,604	515,813	550,200	8,596	1.587

※現行上限運賃 610 円→申請上限運賃 620 円 団体運賃の調整なし

2. 旅客運輸収入表

(単位：千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C=B-A)	増収率 (C/A×100)
旅客運輸 収入	運 賃	532,451	507,096	547,628	15,177	2.850
	定期外	532,451	507,096	547,628	15,177	2.850
	定 期	—	—	—	—	—
	料 金	—	—	—	—	—
	合 計	532,451	507,096	547,628	15,177	2.850

※現行所定運賃 600 円→認可後の所定運賃 620 円 団体運賃の調整あり

3. 団体運賃の割引率等

	期間等	割引率	現行割引率	現改比較(大人)	記事
普通団体	下記以外の月	1割3分	1割	540円(据え置き)	割引率変更
	4月、11月	1割	1割	540円 →560円	割引率変更なし
学生団体	下記以外の月	2割3分	2割	480円(据え置き)	割引率変更
	4月、11月	2割	2割	480円 →500円	割引率変更なし

※団体運賃の現行は、現行適用運賃

※端数は10円単位に切り上げ。